

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県立高等学校学則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年一月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則施行細則の一部を改正する告示

広島県立高等学校学則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号の二を次のように改める。

様式第5号の2

誓 約 書

(ふりがな)

生徒 氏名

この生徒に係る授業料の納付の責任は、保護者が引き受けます。
また、保護者は、この生徒と連帯して授業料を納付します。

令和 年 月 日

様

保護者住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生徒との続柄 (又は関係)

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和三年四月一日から施行する。